



令和4年3月29日
自動車局
審査・リコール課

自動車製作者に対する行政処分を行いました

自動車製作者に対し、令和4年3月25日に実施した聴聞の結果を踏まえ、3月29日付けで以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせいたします。

1. 対象となる自動車製作者

- ① 日野自動車株式会社、② トヨタ自動車株式会社、③ いすゞ自動車株式会社

※ トヨタ自動車株式会社、いすゞ自動車株式会社は、不正のあった日野自動車株式会社のエンジンを搭載したバスを販売。

2. 不利益処分内容及び原因となる事実

別紙のとおり。

(問い合わせ先)

国土交通省自動車局審査・リコール課 是則・林・竹村

代表：03-5253-8111 (内線 42301、42351) 直通：03-5253-8595

FAX：03-5253-1640